



佐賀県公報

平成18年
1月1日
(日曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

規 則

(一・市町村課) 一

○字の名称の変更

(二・市町村課) 一

○町の区域の設定

(二・市町村課) 二

○嬉野市における公平事務の受託

(三・市町村課) 二

公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(規則第一号)

- 1 嬉野市の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第一号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号中「佐賀県町村職員退職手当組合」を「佐賀県市町村職員退職手当組合」に改め、同号を第二十四号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十五号とし、第三十号から第四十六号までを四号ずつ繰り上げ、第四十七号中「佐賀県町村議会公務災害補償等組合」を「佐賀県市町村議会公務災害補償等組合」に改め、同号を第四十三号とし、第四十八号中「佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合」を「佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合」に改め、同号を第四十四号とし、第四十九号から第六十号までを四号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

五十七 嬉野市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成十八年佐賀県告示第三号) 第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、唐津市長から届出があった。

平成十八年一月一日

佐賀県知事 古 川 康

変更後の字の名称	変更前の字の名称
七山白木	大字白木
七山藤川	大字藤川
七山馬川	大字馬川
七山荒川	大字荒川
七山池原	大字池原
七山木浦	大字木浦
七山仁部	大字仁部
七山滝川	大字滝川

●佐賀県告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、嬉野市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、嬉野市長職務執行者から届出があった。

平成十八年一月一日

佐賀県知事 古 川 康

新たに画する町の名称	同上に編入する区域
塩田町	旧藤津郡塩田町の区域
嬉野町	旧藤津郡嬉野町の区域

●佐賀県告示第三号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の市の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十八年一月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 嬉野市

二 嬉野市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、嬉野市は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。
(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は嬉野市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と嬉野市長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を嬉野市に通知し、嬉野市は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と嬉野市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十八年一月一日から施行する。
- 2 嬉野市長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が嬉野市に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年一月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷